



Title	南北朝期における歴史叙述の基礎的研究
Author(s)	加地, 宏江
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/42980
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	かじひろえ 加地宏江
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学位記番号	第 14803 号
学位授与年月日	平成11年4月30日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文名	南北朝期における歴史叙述の基礎的研究
論文審査委員	(主査) 教授 平 雅行 (副査) 教授 村田 修三 助教授 荒木 浩

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、南北朝期の史書・典籍の分析を通して、変革期における歴史叙述や歴史意識の特質を解明しようとしたものである。第I篇5章、第II篇第一部5章、第二部5章の計15章と付論5篇から成り、枚数は570枚(400字詰め換算)である。

第I篇「『職原鈔』の研究」では、『神皇正統記』とほぼ同時期に著された、北畠親房の『職原鈔』の分析を行っている。この本は官職の注釈書であることもあって後人の加筆が多いが、従来は一般に『群書類従』本を以て論じられてきた。そこで筆者は、写本諸本を調査し、北畠親房の執筆部分と後世の補筆・改竄部分との腑分け作業を行うことによって、従来の諸説を鋭く批判している。たとえば、『職原鈔』准大臣篇には、後醍醐天皇が吉田定房を准大臣に任じたことを家格秩序を無視したものと批判する記事が見えている。この史料はこれまで、北畠親房の硬直した門閥意識の表現として位置づけられてきたが、筆者は、この准大臣篇が北畠親房の執筆ではなく後筆であることを解明した。

また『職原鈔』諸本には、八省を「中務・式部・民部・治部省……」の順序で記載しているものと、令制と同様に「……治部・民部省……」の順序で記載しているものがある。筆者は、前者が原態であったことを解明するとともに、親房の配列が令制の順序と齟齬をきたしているのは、親房の誤りでも、伝写の際の誤りでもなく、北畠親房が『周礼』国家観を重視したためであると述べている。そして日本における『周礼』の受容史をたどりつつ、『周礼』に見える、官僚機構を基盤とする中央集権国家を、北畠親房が理想国家としていたと指摘する。従って、親房が官職を重視していたことも、退嬰的な門閥意識の吐露としてではなく、むしろ目指すべき理想国家観の一環として捉え直すよう提言している。そして、これらの加筆・改変を行った人物は清原宣賢ではなかったか、と推測した。

第II篇「中世後期軍記の研究」の第一部では、南北朝末期に成立した『源威集』を検討している。従来、この作者は結城直光とされてきたが、直光は『源威集』が成立した嘉慶年間(1387~89)に58、9歳であり、建武政権の成立期には幼児ということになる。『源威集』はこの時期の合戦を作者の体験談として記しているが、通説では年齢的に矛盾するため、これらの記述を虚構もしくは伝聞によるものと解してきた。それに対し筆者は、『源威集』の作者が自らの年齢を「鳩杖」と記していることに着目し、これが70歳以上の老人を指す用語であることから結城直光説を否定して、

『源威集』の記述の信憑性を改めて確認した。さらに佐竹師義の事績を詳細に検討して、彼がその作者にふさわしい人物であると指摘している。

次いで筆者は『源威集』の内容的検討を行った。この書は源氏の威勢を顕彰して、足利政権の正当化を図り平和の到来を言祝ぐことを目的としたが、その際、本書は源氏の諸将の武勲に着目するよりも、彼らを和歌・管弦・有職故実に通じた文化人として描いている。この文化への関心の高さが、記録中心という他の後期軍記と異なった独特の性格を本書に付与した、と述べている。

第二部では大内義弘の応永の乱(1399年)を描いた『堺記』『応永記』を取り上げて、中世後期軍記の歴史的特質を分析している。この両書は祖本を同じくする異本であるが、筆者はこの両書の記載事項の異同を詳細に吟味することによって、『明德記』に至るまでの語り物の5要素(①仏教的色彩、②哀話、③靈験・奇瑞、④寿祝性、⑤武士道徳)のうち、両書とも①仏教的色彩と②哀話の2要素を欠落させていること、『堺記』は③靈験・奇瑞と④寿祝性を継承し、『応永記』は⑤武士道徳のみを受け継いだことを明らかにした。そして両書における①仏教的色彩と②哀話の欠落に、権力のお抱え芸能者となった語り物作者の変質を読みとるとともに、『堺記』が足利義満とその側近に捧げられた語り物的性格の強い書であり、『応永記』は国人層を対象とした記録的性格の書であって、その受容階層が異なると結論している。

論文審査の結果の要旨

本論文の成果としてまず特筆すべきは、文献批判の厳密さと実証性の高さである。しかもその実証は、諸本の異同や伝写経路の考証を自己目的としたものではなく、あくまでそれぞれの歴史的思想的特質を導き出してくる基礎作業として行われている。こうした周到な作業を踏まえることによって、本論文は数多くの新たな知見を提示することに成功した。たとえば筆者は『職原鈔』38点の写本を収集・整理して系統樹を作成し、北畠親房の執筆部分と後筆部分を厳密に区分することによって、准大臣篇が後筆であることや親房の独特の国家観を明らかにした。また、『源威集』論では、従来の研究が見落としていた「鳩杖」の語に着目し、その作者が通説で言われていた結城直光ではありえないことを明快に論じている。更に筆者は、詳細な実証的検討から佐竹師義を『源威集』の作者と推定した。その論証過程は緻密であるばかりか、スリリングですらある。この時期の史料の多くが武將を実名ではなく、官途名で記しているという史料上の困難さがなお残るものの、きわめて蓋然性の高い学説を定立することに成功している。

また、北畠親房の国家構想が『周礼』国家にあったことを明らかにしたのも重要である。北畠親房の評価は戦前と戦後とで大きく逆転したが、彼を神国思想の鼓吹者と見なす点では一致している。それに対して本論文は、これまで知られていなかった親房の一側面を鮮烈に描き出した。これは北畠親房論はもとより、建武政権論にとっても重要な貢献である。かつて佐藤進一は、後醍醐天皇が宋の君主独裁体制を国家モデルとしたと論じて大きな衝撃を与えたが、本論文によって、佐藤の問題提起がより一層深められた。

さらに本論文は後期軍記を取り上げて、南北朝内乱期における個々の歴史叙述の特質を明らかにした。『源威集』が武將の文化人的側面を強調することによって内乱の終焉を言祝いだこと、また『堺記』『応永記』が無常観や哀話を切り捨てた背景に軍記作者の社会的地位の変容があったとの指摘は、この方面の研究が遅れているだけに、14、5世紀の思想文化研究に資するところ大である。

とはいえ、本論文にも問題点がないわけではない。北畠親房の『周礼』国家観と神国思想などとの構造的連関は必ずしも明らかではないし、後期軍記・戦国軍記全体の中での『堺記』『応永記』の位置づけもなお明瞭とは言いがたい。しかし、厳密な文献批判と緻密な実証によって南北朝内乱期の歴史叙述の特質を探った本論文は、南北朝時代史への重要な貢献として、歴史学はもとより思想史や国文学研究に多大な影響を与えてきたし、今後も与え続けるだろう。

本研究科委員会は、本論文が博士(文学)の学位にふさわしいものと認定する。